

## 2 市町村ごとの支援について

### (1) 今治市



#### ① 各種の相談窓口について

……お子さんの病気や発達のこと、その他様々な不安や心配なことを相談できる窓口を紹介します。

| 相談内容  | 窓 口   | 連絡先  | 受付時間                         |
|---|---|--|------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・小児慢性特定疾病に関すること</li><li>・子どもの病気や障がいに関する不安や悩み</li><li>・病気のある子どものきょうだいに関する不安や悩み</li><li>・同じような病気のある子どもがいる家庭と交流したいなど</li></ul> | <b>認定NPO法人<br/>ラ・ファミリエ<br/>地域子どものくらし<br/>保健室</b><br><br>〒790-0813<br>松山市萱町4丁目7-2<br>カネ宮ビル1階 | <b>電話/FAX :<br/>089-916-6035<br/>E-mail :<br/>lafamille@cc-sodan.jp</b>      | 平日<br>第1・3土曜日<br>10:00~17:00 |
| 障がい者手帳に関する<br>こと<br>障がい福祉サービスに<br>関すること   | <b>今治市役所<br/>障がい福祉課</b><br><br>〒794-8511<br>今治市別宮町1丁目<br>4番地1 本庁本館1階                        | <b>電話 : 0898-36-1527<br/>E-mail :<br/>syougai Fukus@<br/>imabari-city.jp</b> | 平日<br>8:30~17:15             |
| 保育所や幼稚園、<br>一時預かりについて   | <b>今治市役所<br/>保育幼稚園課</b><br><br>〒794-8511<br>今治市別宮町1丁目<br>4番地1<br>本庁第1別館4階                   | <b>電話 : 0898-36-1524<br/>E-mail :<br/>hoiku@imabari-city.jp</b>              | 平日<br>8:30~17:15             |
| 病気や障がいのある<br>子どもの就学に関わ<br>る相談について   | <b>今治市役所<br/>学校教育課</b><br><br>〒794-0027<br>今治市南大門町2丁目<br>5-1 本庁第3別館2階                       | <b>電話 : 0898-36-1601<br/>E-mail :<br/>gakukyou@<br/>imabari-city.jp</b>      | 平日<br>8:30~17:15             |

| 相談内容   | 窓 口   | 連絡先   | 受付時間             |
|--|---|---|------------------|
| 妊娠、出産、子育て、<br>発達、虐待、不登校、<br>いじめ、非行、<br>ヤングケアラーなど、<br>子どもに関すること、<br>子育てに関すること<br>について | 今治市役所<br>ネウボラ政策課<br>こども家庭支援室<br>子育て世代包括支援<br>センター『ばりハート』<br><br>〒794-8511<br>今治市別宮町1丁目<br>4番地1 本庁第1別館5階 | 電話：0898-36-1553<br>FAX：0898-34-1145<br>E-mail：<br>neuvola@<br>imabari-city.jp | 平日<br>8：30～17：15 |
| 子どもの医療費に<br>関すること<br>手当てや助成について  | 今治市役所<br>保険年金課<br><br>〒794-8511<br>今治市別宮町1丁目<br>4番地1 本庁本館1階<br>(医療費)                                    | 電話：0898-36-1520<br>E-mail：<br>hoken@imabari-city.jp                           | 平日<br>8：30～17：15 |
|  | 今治市役所<br>こども未来課<br><br>〒794-8511<br>今治市別宮町1丁目<br>4番地1<br>本庁第1別館4階<br>(児童手当・児童扶養<br>手当・特別児童扶養<br>手当等)    | 電話：0898-36-1529<br>E-mail：<br>kodomo@<br>imabari-city.jp                      |                  |
| 小児慢性特定疾病に<br>関すること<br>難病に関すること   | 東予地方局今治支局<br>健康増進課<br>難病・母子保健係<br><br>〒794-8502<br>今治市旭町1-4-9   | 電話：0898-23-2500<br>FAX：0898-23-2531   | 平日<br>8：30～17：15 |
| 発達障がいに関<br>すること  | 今治市発達支援センター<br><br>〒794-0033<br>今治市東門町5丁目<br>840番4  | 電話：0898-22-2752<br>FAX：0898-22-2753   | 平日<br>8：30～17：15 |

## ② 子育て支援について

……子育てに役立つ各種事業やサービスを紹介します。

※各事業の日程は変更する場合があります。広報、市ホームページにてご確認ください。

いまばり子育て応援ナビ（子育て支援アプリ）

<https://www.city.imabari.ehime.jp/kodomo/kosodateapp/>



こどもが真ん中 きらりんネット（今治市子育て支援サイト）

<https://www.city.imabari.ehime.jp/kodomo/kirarin/>



子育て応援ガイドブック（2023年度発行）

<https://www.city.imabari.ehime.jp/kodomo/guidebook/guidebook.pdf?R5>



## ○母子保健事業

| 名称        | 内容  | 対象                       | 場所・問い合わせ先   |
|-----------|---|--------------------------|---|
| 母子健康手帳の交付 | 母子健康手帳は、お母さんとお子さんの健康を守るためのもので、妊娠の経過から出産、予防接種の実施状況、お子さんの成長を記録する大切な手帳です。母子健康手帳アプリ『母子モ』で予約をお願いします。 | 今治市の住民基本台帳に記録がある妊婦       | 今治市役所<br>ネウボラ政策課<br>〒794-8511<br>今治市別宮町1丁目<br>4番地1<br>本庁第1別館5階<br>電話：0898-36-1553<br>E-mail：<br>neuvola@imabari-city.jp |
| 出産応援金     | 出産準備や妊婦ケア関連サービス利用に係る負担軽減のため、母子健康手帳交付時に応援金5万円を給付します。   | 申請日時点で今治市の住民基本台帳に記録がある妊婦 | および<br>各支所住民サービス課   |
| 妊婦一般健康診査  | 妊婦さんと赤ちゃんの健康を守るための健診です。母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査の費用の一部が助成される、妊婦一般健康診査受診票（14回分）をお渡ししています。                | 今治市の住民基本台帳に記録がある妊婦       |   |

| 名称                          | 内容   | 対象   | 場所・問い合わせ先   |
|-----------------------------|--|--|---|
| 今治市しまなみの子どもを育む交通費支援事業（保健医療） | 島しょ部にお住まいの方に、妊産婦・乳幼児の対象となる受診及び事業、不妊不育症の通院、産後ケア事業、小児救急医療を利用した際の交通費を一部助成します。                                       | ①島しょ部（大島・伯方・大三島・関前地域）に居住かつ住民基本台帳法に基づく住所が記載されている方<br>②交付申請日において、申請者が市税の滞納をしていないこと | 今治市役所<br>ネウボラ政策課<br><br>〒794-8511<br>今治市別宮町1丁目<br>4番地1<br>本庁第1別館5階<br><br>電話：0898-36-1553<br>E-mail：<br>neuvola@imabari-city.jp |
| 妊婦歯科健康診査                    | 市内の指定歯科医療機関にて、無料で1回歯科健診を受けることができます。  | 今治市の住民基本台帳に記録がある妊婦   | および<br>各支所住民サービス課   |
| パパママ学級                      | これからパパ・ママになる方を対象に、医師等専門職からの講義や実技等を実施します。（要予約）  | 今治市の住民基本台帳に記録がある妊婦とそのパートナー   |   |
| プレママひろば                     | 妊娠中の方を対象に、妊娠中に役立つ情報の提供や専門スタッフ（保健師・助産師）による個別相談を実施します。（要予約）<br>母子健康手帳アプリ『母子モ』で予約できます。                              | 今治市の住民基本台帳に記録がある妊婦   |   |
| 妊娠8か月面談                     | 産前産後の過ごし方や必要な手続き、利用できるサービス等を確認します。お越しの方には、こどもが真ん中ギフト（おむつポーチ、フード付きバスタオル）をプレゼントします。（要予約）<br>母子健康手帳アプリ『母子モ』で予約できます。 | 今治市の住民基本台帳に記録がある妊娠8か月頃の妊婦（面談希望者）   |   |
| 子育て応援金                      | 育児用品や子育て関連サービスの利用に係る負担軽減のため、お子さんの出生に伴い、対象児童1人につき5万円を給付します。   | 申請日時時点で今治市の住民基本台帳に記録がある又は居住する保護者とその乳児  |   |
| 産後ママと赤ちゃんのつどい               | 生後1～4か月未満の母子を対象に産婦の交流と専門スタッフによる個別相談を実施します。（要予約）<br>母子健康手帳アプリ『母子モ』で予約できます。  | 今治市の住民基本台帳に記録がある生後1～4か月未満の乳児と保護者   |   |





## ○月齢別の保健サービス

……乳児期・幼児期を通して、健診・相談・訪問など、さまざまな支援を受けることができます。

| 名称                    | 内容   | 対象                                      | 場所   | 問い合わせ先  |
|-----------------------|--|---|--|---|
| こんにちは<br>赤ちゃん訪問       | お子さんを出産された<br>全てのご家庭に、保健<br>師などが訪問し、赤<br>ちゃんの体重測定や子<br>育てについてなどの相<br>談をお受けします。 | 生後4か月頃                                  | ご家庭  | 今治市中央<br>保健センター<br><br>〒794-0043<br>今治市南宝来町<br>一丁目6番地1<br>電話：<br>0898-36-1533<br>E-mail：<br>kenkou@<br>imabari-city.jp          |
| 乳幼児<br>定例健康相談         | 保健師による乳幼児の<br>健康相談・身体測定を<br>行っています。  | 乳幼児                                     | 今治市中央保<br>健センター、<br>各支所                    | および<br>各支所住民<br>サービス課   |
| 4か月児健康相談              | 保健師による身体測定<br>や健康相談、栄養士に<br>よる栄養相談を実施し<br>ます。                                  | 生後4か月<br>※対象の方<br>には、個別<br>に通知があ<br>ります | 今治市中央保<br>健センター、<br>各支所                    |   |
| 新生児聴覚検査               | 母子健康手帳とともに<br>お渡した受診券を<br>使ったの健診   | 新生児                                     | 医療機関                                       | 今治市役所<br>ネウボラ政策課<br>〒794-8511<br>今治市別宮町<br>1丁目4番地1<br>本庁第1別館5階<br>電話：<br>0898-36-1553<br>E-mail：<br>neuvola@<br>imabari-city.jp |
| 乳児一般健康診査<br>(3～6か月児)  | 母子健康手帳とともに<br>お渡した受診券を<br>使ったの健診   | 3～6か月児                                  | 指定の県内の<br>小児科                              | E-mail：<br>neuvola@<br>imabari-city.jp  |
| 乳児一般健康診査<br>(9～11か月児) | 母子健康手帳とともに<br>お渡した受診券を<br>使ったの健診   | 9～11か月                                  | 指定の県内の<br>小児科                              |   |
| ブックスタート               | 赤ちゃんと絵本をひら<br>く喜びや大切さを伝え<br>るため、ブックスター<br>トバックをプレゼント<br>します。                   | 生後4か月                                   | 今治市中央<br>保健センター、<br>各支所                    | 今治市中央保健<br>センター<br>〒794-0043<br>今治市南宝来町<br>一丁目6番地1<br>電話：<br>0898-36-1533   |
| 離乳食講習                 | 栄養士が離乳食につい<br>ての講話などを行いま<br>す。   | 今治市に住<br>民登録があ<br>る乳児の保<br>護者           | 今治市中央<br>保健センター<br>または<br>旧今治市伯方<br>保健センター | および<br>各支所住民<br>サービス課   |

| 名称         | 内容  | 対象                           | 場所   | 問い合わせ先   |
|------------|---|------------------------------|--|--|
| 1歳6か月児健康診査 | 身体計測、内科診察、<br>歯科診察、子育て相談<br>(保健師・心理相談員)、<br>栄養相談、歯みがき相談               | 1歳6か月<br>以上2歳<br>未満のお<br>子さん | 今治市中央保健<br>センター、<br>大西公民館、<br>旧宮窪保健セ<br>ンター、旧伯<br>方保健センター、<br>大三島公民館 | 今治市中央保健<br>センター<br><br>〒794-0043<br>今治市南宝来町<br>一丁目6番地1<br>電話：<br>0898-36-1533<br><br>および<br>各支所住民<br>サービス課 |
| 3歳児健康診査    | 身体計測、内科診察、歯<br>科診察、子育て相談(保健<br>師・心理相談員)、栄養相<br>談、歯みがき相談、視覚ス<br>クリーン検査 | 3歳6か月<br>以上4歳<br>未満のお<br>子さん |  |  |
| 子育て個別相談    | 子育てや子どもの発育・<br>発達について、心療内科<br>医師による個別相談(年<br>4回程度)を実施します。             | 乳幼児                          | 今治市中央保健<br>センター  |  |
| こども療育相談    | 子どもの発育・発達につ<br>いて、子ども療育センター<br>の医師や専門家による個<br>別相談(年2回程度)を実<br>施します。   | 乳幼児                          | 今治市中央保健<br>センター<br>または<br>児童発達支援<br>センター<br>ひよこ園                     |  |

### ○子育て世代包括支援センター「ばりハート」

……産前・産後のからだのこと、こころのこと、育児のこと、気になること……ひとりで悩まず、  
ご相談ください。関係機関と連携して対応いたします。

#### ■問い合わせ先

〒794-8511 今治市別宮町1丁目4番地1 ネウボラ政策課

(開所時間：月曜日から金曜日 午前8時30分から午後17時15分)

電話：0898-36-1553

FAX：0898-34-1145



## ○産後ケア事業

……出産後のお母さんが安心して子育てができるように、指定の施設においてお母さんと赤ちゃんのケアや授乳指導、育児相談等が受けられる事業です。

<https://www.city.imabari.ehime.jp/neuvola/sango/>



|        |  |
|--------|--|
| 対 象    | 今治市の住民基本台帳に記録がある産後4か月未満のお母さんとお子さんで、産後の体調または育児に不安がある方。訪問型は生後1年未満。   |
| 内 容    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・お母さんの健康状態についての相談</li> <li>・乳房の手当や授乳指導</li> <li>・お子さんの健康状態のチェック</li> <li>・育児相談、沐浴指導</li> <li>・お母さんの休息、心理的ケア など</li> </ul>                               |
| 利用期間   | 通所型と宿泊型併せて原則7日以内と訪問型7日以内   |
| 問い合わせ先 | <p>今治市ネウボラ政策課<br/>         子育て世代包括支援センター「ばりハート」<br/>         〒794-8511 今治市別宮町1丁目4番地1 本庁第1別館5階<br/>         (開所時間：月曜日から金曜日 午前8時30分から午後17時15分)<br/>         電話：0898-36-1553 FAX：0898-34-1145</p> |

## ○子育て応援ヘルパー派遣事業

……家事または育児の支援が必要な家庭に、子育て応援ヘルパーを派遣して、乳幼児の身の回りの世話や家事などの援助、相談を行います。

|        |   |
|--------|---|
| 対 象    | 今治市内にお住まいで、次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児と同居している方</li> <li>・妊娠中の方（母子健康手帳の交付を受けた方）</li> </ul>                    |
| 利用時間   | 8時から18時（受付：8時30分から17時30分）<br>1回につき2時間以内、1日に2回（4時間以内）まで  |
| 利用回数   | 登録の有効期間までに30回以内   |
| 利用料金   | 0～2,000円／1時間（子どもの年齢や課税状況などにより異なります）   |
| 問い合わせ先 | <p>今治市役所ネウボラ政策課<br/>         〒794-8511今治市別宮町1丁目4番地1 本庁第1別館5階<br/>         電話：0898-36-1553<br/>         E-mail：neuvola@imabari-city.jp</p> |

## ○ファミリー・サポート・センター事業

……仕事と育児を両立できる環境を整備し、児童の福祉の向上を図るため「いまばりファミリー・サポート・センター」を開設しています。

ファミリー・サポート・センターは、育児の援助を行いたい人（提供会員）と受けたい人（依頼会員）が会員となり、児童の送迎や預かりなど育児についてお互いが助け合う会員組織です。

|              |  |             |
|--------------|--|-------------|
| 対 象          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 依頼会員：今治市在住または在勤の方で、生後6ヶ月～小学校6年生までの子どもを養育している方。里帰り出産の場合など、祖父母による入会も可能です。</li> <li>・ 提供会員：今治市在住の20歳以上の方で、相互援助活動に理解と熱意のある方。</li> </ul>   |             |
| 援助内容         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所、幼稚園、小学校、児童クラブ等の開始時間までの預かり</li> <li>・ 保育所、幼稚園、小学校、児童クラブ等の終了時間後の預かり</li> <li>・ 保育所、幼稚園等の送り迎え</li> <li>・ 子どもの病気の場合の預かり</li> <li>・ 日曜日、祝日など保育所等が休日の場合の預かり</li> <li>・ 依頼会員の仕事および育児の両立のために必要な援助活動</li> </ul> <p>※原則として、宿泊を伴う援助は行いません。</p> |             |
| 援助の場所        | <p>子どもを預かる場合は、原則とし提供会員の家庭で行います。<br/>ただし、提供会員と依頼会員との間で合意がある場合はこの限りではありません。</p>  |             |
| 利用料金<br>(報酬) | 平日7時から19時まで  | 600円／1時間あたり |
|              | 平日上記以外の時間帯   | 700円／1時間あたり |
|              | 土日祝・年末年始 7時から19時まで   | 700円／1時間あたり |
|              | 土日祝・年末年始 上記以外の時間帯  | 800円／1時間あたり |
|              | 病児・病後児の援助  | 800円／1時間あたり |

※報酬は、1回の活動につき最初の1時間までは、すべて1時間とみなします。

1時間を超える場合は、30分単位での加算となります。

※利用予定の前日までのキャンセルは無料です。当日キャンセルの場合は、予定されていた時間分の報酬額の半額を、無断キャンセルの場合は、予定されていた時間分の報酬額的全額を支払ってください。

※自家用車を使用した活動について、お子さんを車に乗せている間の走行距離により交通費が加算されます。

(5km以上10km未満100円、10km以上200円)

<http://www.npo-imabari.server-shared.com/~fsc/custom1.html>

## ■問い合わせ先

・ 会員登録や活動内容について：いまばりファミリー・サポート・センター

<http://www.npo-imabari.server-shared.com/~fsc/index.html>

〒794-0025 今治市大正町1丁目2-2ホワイトビル大和1F

電話：0898-33-2000 FAX：0898-33-2111

・ 事業に関することについて：今治市役所 こども未来課

〒794-8511今治市別宮町1丁目4番地1 本庁第1別館4階

電話：0898-36-1529

E-mail：kodom@imabari-city.jp



料金案内



いまばりファミリー・サポート・センター

## ○今治市発達支援センター

……子どもから大人まで、心身の発達に不安のある方とそのご家族が地域で生活していくための相談を行うセンターです。必要に応じ、関係機関との調整も行っています。

<https://www.city.imabari.ehime.jp/neuvola/hs-center/>

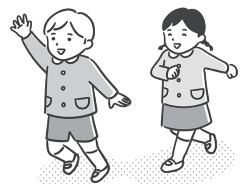


|        |  |
|--------|--|
| 対 象    | 今治市内にお住まいの心身の発達に不安のある方とそのご家族<br>※対象となる方の年齢は問いません。  |
| 内 容    | 相談支援<br>・園や学校、家庭生活、職場での困り感など心身の発達に関する様々な相談に応じます。<br>・各種情報提供や専門機関を紹介します。<br>発達支援<br>・相談員が保育所や幼稚園、学校、関係施設を訪問し発達に関する相談などに応じます。<br>・早期支援を図るため、支援の方法についてともに検討していきます。<br>普及啓発・研修<br>・発達支援に関わる家族や保健、教員などの関係機関を対象に研修や講演会などを行います。<br>・発達に関する悩みを語り合い、親睦を深める親子交流事業を開催します。 |
| 方 法    | 相談は、来所相談、電話相談、訪問相談があります。保健、福祉、教育関係者が常駐しています。<br>まずは、お電話をください。<br>※相談は予約制になっております。<br>※相談は無料です。   |
| 時 間    | 月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）<br>8時30分から17時15分  |
| 問い合わせ先 | 今治市発達支援センター<br>〒794-0033 今治市東門町5丁目840番4（旧今治コンピュータカレッジ内）<br>電話：0898-22-2752 FAX：0898-22-2753  |

## ○地域子育て支援拠点事業

……0歳からおおむね3歳までの子どもとその保護者の遊び場です。育児に対する不安や悩みの相談、親子のふれあいの場所です。子育て講座等いろいろなことを行っておりますので、ぜひ遊びに来てください。

<https://www.city.imabari.ehime.jp/kodomo/chiikikosodate/>



| 名称                                    | 場所                                     | 時間   | 問い合わせ先        |
|---------------------------------------|--|--|---------------|
| ぱりっこ広場                                | 〒794-0043<br>今治市南宝来町1丁目9-8             | ①9時00分～12時00分<br>②13時30分～16時00分<br>(年末年始を除く)                 | 0898-22-6026  |
| ハルモニア広場                               | 〒794-0821<br>今治市立花町2丁目6-11             | ①9時30分～12時00分<br>②13時00分～15時30分<br>月曜日から土曜日<br>(祝日・年末年始を除く)  | 0898-24-2370  |
| 山路白鳩つどいの広場                            | 〒794-0081<br>今治市阿方甲1296番1              | 10時00分～16時00分<br>月曜日から土曜日<br>(祝日・年末年始を除く)                    | 0898-52-8335  |
| にこにこ広場<br>おおきくなあれ                     | 〒799-1502<br>今治市喜田村8丁目4-48             | 10時00分～16時00分<br>月曜日から土曜日<br>(祝日・年末年始を除く)                    | 0898-47-4022  |
| 輪い和い親子<br>広場                          | 〒799-2203<br>今治市大西町新町<br>甲734-10       | ①10時00分～12時00分<br>②13時00分～16時00分<br>月曜日から土曜日<br>(祝日・年末年始を除く) | 0898-53-5731  |
| 志々満おひさま<br>センター                       | 〒799-1522<br>今治市桜井6丁目2-1               | 9時00分～14時00分<br>月曜日から金曜日<br>(祝日・年末年始を除く)                     | 0898-48-0254  |
| 今治虎岳保育園<br>地域子育て支援<br>センター<br>とらっこくらぶ | 〒794-0004<br>今治市鐘場町1丁目3-8              | 平日 9時00分～15時00分<br>土曜日 9時00分～14時00分<br>(祝日・年末年始を除く)          | 0898-24-2500  |
| 今治市社協子育て<br>支援センター<br>たまがわ<br>たまっこらんど | 〒794-0102<br>今治市玉川町大野甲86-1             | ①10時00分～12時00分<br>②13時00分～16時00分<br>月曜日から金曜日<br>(祝日・年末年始を除く) | 0898-36-8140  |
| 子育て広場<br>あそぼーの                        | 〒799-2101<br>今治市波方町波方甲2029<br>なみっこ交流館内 | ①9時30分～12時00分<br>②13時30分～17時00分<br>火曜日から土曜日<br>(祝日・年末年始を除く)  | 0898-41-9770  |
| 子育てひろば<br>しましま                        | 〒794-2304<br>今治市伯方町北浦甲2255             | 10時00分～15時00分<br>月曜日・金曜日・土曜日<br>(祝日・年末年始を除く)                 | 070-1920-4662 |

#### ■問い合わせ先

今治市役所 こども未来課

〒794-8511今治市別宮町1丁目4番地1 本庁第1別館4階

電話：0898-36-1529 E-mail：kodomo@imabari-city.jp



### ③ 手当や年金について

……お子さんや保護者を対象の各種手当や年金について紹介します。

今治市

|    | 手当     | 内容  | 対象  | 窓口  |
|----|--------|---|---|---|
| 手当 | 児童手当   | <p>15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中学校終了前の児童）を養育している方に支給される手当です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳未満<br/>15,000円/月（一律）</li> <li>・3歳～小学生<br/>10,000円/月<br/>（第3子以降は15,000円）</li> <li>・中学生<br/>10,000円/月（一律）</li> <li>・所得制限限度額を超える場合<br/>5,000円（一律）</li> <li>・所得上限限度額を超える場合<br/>支給なし</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯の生計中心者で、今治市に住民登録をしており、対象となる子どもを養育している人</li> <li>・児童の入所施設の設置者、里親</li> <li>・児童を監護し、生計を共にしている未成年後見人や、父母指定者（父母が国外に居る場合のみ）</li> </ul> <p>※所得制限あり</p>   | <p>今治市役所<br/>こども未来課</p> <p>〒794-8511<br/>今治市別宮町1丁目<br/>4番地1<br/>本庁第1別館4階</p> <p>電話：<br/>0898-36-1529</p> <p>E-mail：<br/>kodomo@<br/>imabari-city.jp</p> |
|    | 児童扶養手当 | <p>18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中度以上の障がいがあるときは20歳に達した日の前日が属する月末までの児童）を養育しているひとり親家庭等に支給される手当です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども1人の場合<br/>10,740円～45,500円/月</li> <li>・2人目<br/>5,380円～10,750円/月<br/>加算</li> <li>・3人目以降 1人につき<br/>3,230円～6,450円/月<br/>加算</li> </ul> <p>※令和6年4月改定</p>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・父母が離婚した児童</li> <li>・父または母が死亡した児童</li> <li>・父または母が重度の障がいがある児童</li> <li>・父または母の生死が明らかでない児童</li> <li>・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童</li> <li>・父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童</li> <li>・母が婚姻によらないで懐胎した児童</li> </ul> <p>※所得制限あり</p> |   |



|    | 手当       | 内容  | 対象  | 窓口  |
|----|----------|---|---|---|
| 手当 | 特別児童扶養手当 | <p>精神または身体に中度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1級（重度障がい）<br/>55,350円/月</li> <li>・ 2級（中度障がい）<br/>36,860円/月</li> </ul> <p>※令和6年4月改定</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>①児童や父もしくは母、または養育者が日本国内に住んでいること</li> <li>②児童が施設に入所していないこと</li> <li>③障がいを理由とした公的年金を受けられないこと</li> <li>④受給者、配偶者、扶養義務者の所得が一定の額以下であること</li> </ul>  | <p>今治市役所<br/>こども未来課</p> <p>〒794-8511<br/>今治市別宮町1丁目4番地1<br/>本庁第1別館4階</p> <p>電話：<br/>0898-36-1529</p> <p>E-mail：<br/>kodomo@<br/>imabari-city.jp</p>      |
|    | 障害児福祉手当  | <p>精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の方に支給される手当です。</p> <p>15,690円/月<br/>※令和6年4月改定</p>   | <p>20歳未満で、常時介護が必要であり、身体障がい（1級と2級の一部）や知的障がい（IQ20以下程度）のある児童で、以下の条件である方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①受給者・配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以下であること</li> <li>②施設に入所していないこと</li> <li>③障害年金などの障がいを支給条件とする公的給付を受けていないこと</li> </ul> | <p>今治市役所<br/>障がい福祉課</p> <p>〒794-8511<br/>今治市別宮町1丁目4番地1<br/>本庁本館1階</p> <p>電話：<br/>0898-36-1527</p> <p>E-mail：<br/>syougai Fukus@<br/>imabari-city.jp</p> |
|    | 特別障害者手当  | <p>障がい重複するなど精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給される手当です。</p> <p>28,840円/月<br/>※令和6年4月改定</p>  | <p>20歳以上で、日常生活で常時特別の介護が必要であり、障害年金の1級程度の障がい重複しているなど、著しく重度障がいの状態にある方で、以下の条件である方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①受給者・配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以下であること</li> <li>②施設に入所していないこと</li> <li>③3か月以上連続して入院していないこと</li> </ul>     |   |



|    | 手当              | 内容  | 対象   | 窓口   |
|----|-----------------|---|--|--|
| 年金 | 障害基礎年金          | <p>病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。</p> <p><b>令和6年度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1級<br/>1,020,000円/年<br/>+ 子の加算</li> <li>・2級<br/>816,000円/年<br/>+ 子の加算</li> </ul> | <p>●20歳前の障がいの場合<br/>20歳前に病気やけがで障がい者となった場合、20歳以降に受けることができます。</p> <p>●20歳以降の障がいの場合<br/>20歳～59歳の間の国民年金に加入中、または60歳～64歳の間に、病気やけがで障がい者になった場合に受けることができます。<br/>(一定の保険料納付が必要)</p> | <p>今治市役所<br/>保険年金課</p> <p>〒794-8511<br/>今治市別宮町<br/>1丁目4番地1<br/>本庁本館1階</p> <p>電話：<br/>0898-36-1520</p> <p>E-mail：<br/>hoken@<br/>imabari-city.jp</p>          |
| 制度 | 心身障害者<br>扶養共済制度 | 心身障がい児(者)の保護者が毎月一定の掛け金を納めることによって、保護者が亡くなったり、重度障がいの状態になったりした後に、障がいのある方に終身一定額の年金が支給される任意加入制度です。   | 障がいのある方を現に扶養している保護者であって、次の要件を満たしている方<br>①今治市に住所があること<br>②加入時年度の4月1日時点で、年齢が65歳未満であること<br>③特別な疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること<br>④障がいのある方1人に対して、2口まで加入できます。              | <p>今治市役所<br/>障がい福祉課</p> <p>〒794-8511<br/>今治市別宮町<br/>1丁目4番地1<br/>本庁本館1階</p> <p>電話：<br/>0898-36-1527</p> <p>E-mail：<br/>syougai Fukus<br/>@imabari-city.jp</p> |

#### ④ 医療費等の助成や給付について

……お子さんを対象とした医療費の助成や給付について紹介します。

##### ●医療費助成



| 助成・給付    | 内容  | 対象  | 窓口   |
|----------|---|---|--|
| 子ども医療費助成 | 子ども医療費受給者証の提示で、乳幼児から18歳に到達する年度末までの子どもの入院・通院にかかる医療費(保険診療の自己負担分)が無料になります。 | <p>①保護者及びお子さんが今治市に住民票があり、子ども医療費助成に代わる福祉医療費助成を受けていない場合</p> <p>②保護者が今治市、お子さんが今治市以外の市区町村に住民票があり、子ども医療費助成に代わる福祉医療費助成を受けていない場合</p> | <p>今治市役所保険年金課</p> <p>〒794-8511<br/>今治市別宮町1丁目<br/>4番地1 本庁本館1階</p> <p>電話：<br/>0898-36-1520</p> <p>E-mail：<br/>hoken@<br/>imabari-city.jp</p> |

| 助成・給付              | 内容   | 対象  | 窓口  |
|--------------------|--|---|---|
|                    |  | <p>③保護者が今治市以外の市区町村、お子さんが今治市に住民票があり、子ども医療費助成に代わる福祉医療費助成を受けていない場合</p> <p>④その他、上記以外で特別な事情のある方</p> <p>各医療保険の一部負担金について、市が助成します。<br/>(高額療養費、家族療養費、付加給付金など、医療保険から支給される分を除いた額)</p> <p>※予防接種、文書料、入院時の差額ベッド代、食事療養標準負担額などは、支給対象になりません。</p>   | <p>今治市役所<br/>保険年金課</p> <p>〒794-8511<br/>今治市別宮町<br/>1丁目4番地1<br/>本庁本館1階</p> <p>電話：<br/>0898-36-1520</p> <p>E-mail：<br/>hoken@<br/>imabari-city.jp</p> |
| <p>ひとり親家庭医療費助成</p> | <p>ひとり親家庭の母・父及び児童の入院・通院分に係る医療費(保険診療の自己負担分)を助成します。</p> <p>医療機関の窓口で「保険証」と「ひとり親家庭医療費受給者証(申請により発行)」を提示すれば、自己負担なしで受診できます。</p> | <p>①児童を監護し、その者の生計を維持する配偶者がいない女子または配偶者がいない男子</p> <p>②前号に定める者の監護を受け、その者と生計を同じくする児童</p> <p>③配偶者がいない祖母と孫または姉と弟妹ならびに配偶者がいない祖父と孫または配偶者がいない兄と弟妹からなる家庭であつて、市長がひとり親家庭に準ずると認めるもの</p> <p>④母子および父子ならびに寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のない児童(父母が重度の障害により長期にわたって労働能力を失っているため、その扶養を受けることができない児童)</p> <p>※児童については20歳未満でも、就職して社会保険の対象になっている場合は対象外となります。</p> <p>※生活保護を受けている方や所得税の納付義務のある方は対象にはなりません。</p> |    |

| 助成・給付         | 内容  | 対象   | 窓口  |
|---------------|---|--|---|
| 未熟児養育医療制度     | <p>身体の発育が未熟なままで生まれ、指定養育医療機関の医師が入院養育を必要と認めた場合に、必要な医療を支給します。</p> <p>給付を受けることができるのは、全国の指定養育医療機関での治療に限られます。</p> | <p>出生時体重が2,000g以下または生活力が特に薄弱で、医師が入院療養を必要と認めた乳児(1歳未満)<br/>(保護者が今治市内に居住するもの)</p>   | <p>今治市役所<br/>保険年金課</p> <p>〒794-8511<br/>今治市別宮町1丁目<br/>4番地1本庁本館<br/>1階</p> <p>電話：<br/>0898-36-1520</p> <p>E-mail：<br/>hoken@<br/>imabari-city.jp</p> |
| 小児慢性特定疾病医療費助成 | <p>小児の慢性疾患のうち国の指定する小児慢性疾病にかかり、疾病ごとに定められた基準を満たしている方を対象に、指定医療機関での治療に係る医療費の一部を助成します。</p>                       | <p>18歳未満の児童(ただし、18歳到達時点において本事業の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の方も対象となります。)</p>  | <p>東予地方局<br/>今治支局<br/>健康増進課</p> <p>〒794-0042<br/>今治市旭町1丁目<br/>4-9</p> <p>電話：<br/>0898-23-2500</p>   |
| 難病の医療費助成      | <p>難病のうち、国の指定する「指定難病」と診断され、疾病ごとに定められた基準を満たしている方を対象に、難病法に基づき指定された「指定医療機関」での治療等に係る医療費の一部を助成します。</p>           | <p>指定難病と診断されている方で、以下の①～③に該当する方</p> <p>①症状の程度が指定難病の疾病ごとに決められた認定基準(重症度分類基準)を満たす方、または上記の認定基準を満たさないものの、指定難病に係る医療費の総額(10割の額)が33,330円を超える月が年間3回以上ある方</p> <p>②今治市内に住所を有している方</p> <p>③公的医療保険(国民健康保険や健康保険など)に加入している方、または生活保護受給者</p> |   |



| 助成・給付              | 内容   | 対象  | 窓口   |
|--------------------|--|---|--|
| 重度心身障害者医療費助成       | 重度心身障がい者の入院・通院分にかかる医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。  | 次のいずれかに該当する方<br>・身体障害者手帳1級または2級に該当する人<br>・療育手帳A級・B級（医）をもつ人  | 今治市役所<br>保険年金課<br>〒794-8511<br>今治市別宮町1丁目<br>4番地1 本庁本館1階<br>電話：<br>0898-36-1520<br>E-mail：<br>hoken@<br>imabari-city.jp             |
| 育成医療<br>(自立支援医療)   | 身体に障がいのある児童、もしくは将来機能障害を招くおそれのある児童で手術等により障がいの治癒、軽減を図ることができる場合、その治療にかかった医療費の一部を公費で負担します。 | ①18歳未満の身体に障がいのある児童、もしくは将来障がいを残すと認められる児童で、手術等により確実な治療効果が期待できること<br>②指定自立支援育成医療機関で治療を行うこと<br>③今治市に住民登録があること<br>※所得制限の要件あり | 今治市役所<br>障がい福祉課<br>〒794-8511<br>今治市別宮町1丁目<br>4番地1<br>本庁本館1階<br>電話：<br>0898-36-1527<br>E-mail：<br>syougai-fukus@<br>imabari-city.jp |
| 精神通院医療<br>(自立支援医療) | 精神障がいのある方が継続的に精神通院を受ける場合、県の指定医療機関、薬局、デイケアなどで、原則として1割負担に軽減されます。                         | 精神障がい及び当該精神障がいに起因して生じた病態にたいして、病院又は診療所に入院しないで行われる医療。医療機関、薬局、精神科デイケア、訪問看護などが対象となりますが、原則としてそれぞれ1カ所までの登録となります。              |  |
| 更生医療<br>(自立支援医療)   | 身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方で、その障がいについて確実な治療の効果が見込まれる医療に対して、その治療にかかった医療費の一部を公費で負担します。           | 身体障害者手帳を持っている18歳以上の方。<br>対象となる障がいは、視覚障がい・聴覚障がい・言語障がい・肢体不自由・内部障がい（心臓・腎臓・肝臓・小腸・免疫）です。<br>※所得制限等の要件あり                      |  |

## ●用具の給付

| 給付                    | 内容  | 対象   | 窓口   |
|-----------------------|---|--|--|
| 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 | 小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている児童のうち、日常生活を営むのに著しく支障のある児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。         | 次の全ての要件に該当する方が対象です。<br>・今治市にお住まいの方<br>・小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方<br>・在宅で日常生活を営むのに支障があり、日常生活用具の給付を必要とする方<br>・障害者総合支援法などの他の同様な用具給付制度を利用できない方  | 今治市役所健康推進課<br>今治市中央保健センター<br>〒794-0043<br>今治市南宝来町<br>1丁目6番地1<br>今治市中央公民館1階<br>電話：0898-36-1533<br>E-mail：<br>kenkou@imabari-city.jp |
| 補装具の交付・修理             | 身体障がい者(児)及び難病患者等の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体機能を補うための用具(補装具)の交付、借り受け及び修理に要する費用の支給を行います。 | ・身体障害者手帳の交付を受けている方<br>・障害者総合支援法の対象となる難病疾患の方<br>障がいの内容や程度に応じて、補装具の必要性が認められた方を対象とします。<br>一定以上の所得のある方は対象外となります。   | 今治市役所<br>障がい福祉課<br>〒794-8511 今治市別宮町1丁目4番地1<br>本庁本館1階<br>電話：0898-36-1527<br>E-mail：<br>syougai Fukus@imabari-city.jp                |
| 日常生活用具給付事業            | 障がい者(児)、難病患者の日常生活の利便を測るため、ストーマ装具や紙おむつなどの日常生活用具を給付しています。                         | 原則、在宅で生活する以下の人が対象です。<br>・身体障害者手帳の交付を受けている方<br>・療育手帳の交付を受けている方<br>・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方<br>・難病患者等で必要性が認められる方<br>医療機関や施設等に入院中または入所中の方も医療機関や施設等で支給されない用具については対象とします。<br>ただし、介護保険により給付の対象となる用具の貸与または購入費の支給を受けることができる方は対象外です。<br>また、一定以上の所得のある人も助成の対象外となります。 |  |

## ⑤-(a) 訪問看護について

……訪問看護は、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士などの医療従事者が、自宅を訪問して療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。医師が必要と認めた要介護者に対して、医師の指示のもとに生活支援と医療処置を行います。

\* 愛媛県内の訪問看護ステーションについては、P148 参照

## ⑤-(b) 障がい者手帳の制度について

……障がい者手帳とは、心身に何らかの障がいがあることにより自立が困難な方や日常生活に支援を必要とする方に対し、自治体から交付される手帳です。障がいの内容により、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の3種類があります。それぞれの障がいの程度に応じた等級があり、その等級に応じて受けられる支援やサービスの内容は異なります。

|   | 手帳          | 内容  | 対象  | 窓口  |
|---|-------------|---|---|---|
| ① | 身体障害者手帳     | 身体に一定以上の障がいのある人が、障がいの程度に応じてさまざまな福祉サービスを利用するために必要な手帳です。<br>等級は、障がいの程度により1級から6級までの区分があります。  | 視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・しゃく機能、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓機能に障がいのある方              | 今治市役所<br>障がい福祉課<br><br>〒794-8511<br>今治市別宮町<br>1丁目4番地1<br>本庁本館1階<br><br>電話：<br>0898-36-1527<br>E-mail：<br>syougaifukus<br>@imabari-city.jp |
| ② | 療育手帳        | さまざまな原因によって、ものの名前を覚える、計算する、筋道を立てて考える、想像する等の知的能力が年齢とともに発達せずに社会生活上の適応行動に障がいをとまなう、いわゆる知的障がい者(児)がさまざまな福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障害程度には、A、Bがあります。 | さまざまな原因によって、ものの名前を覚える、計算する、筋道を立てて考える、想像する等の知的能力が年齢とともに発達せずに社会生活上の適応行動に障がいをとまなう方 |   |
| ③ | 精神障害者保健福祉手帳 | 精神障がい者の社会復帰・社会参加の促進を図ることを目的に、各種サービスが受けられる手帳です。<br>1～3級までの等級があります。   | 精神疾患を有する方で、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会参加への制約がある方                                     |   |

## ⑤-(c) 障害福祉サービスについて



### ○障害児相談支援

……障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

**\*愛媛県内の障害児相談支援事業所については、P148参照**

### ○障害児通所支援

……障がいのあるお子さんに対して、日常生活における基本的な動作の指導や、生活能力の向上のために必要な訓練、集団生活への適応訓練や治療、社会との交流の促進を、施設等に通所することで行う支援です。

**●通所サービスには、以下のサービスがあります。**

|   | サービス            | 内容   | 対象  | 窓口  |
|---|-----------------|--|---|---|
| ① | 児童発達支援          | 障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。<br>児童発達支援は、児童発達支援センターと児童発達支援事業所で受けられます。 | 小学校就学前の障がいのある子ども（身体障がい児、知的障がい児、発達障がい児を含む精神障がい児） | <b>今治市役所<br/>障がい福祉課</b><br><br>〒794-8511<br>今治市別宮町<br>1丁目4番地1<br>本庁本館1階<br><br><b>電話：</b><br><b>0898-36-1527</b><br><b>E-mail :</b><br><b>syougaifukus</b><br><b>@imabari-city.jp</b> |
| ② | 居宅訪問型<br>児童発達支援 | 重度の障がい等の状態にある障がい児であって、外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。     | 重度の障がいの状態、その他これに準ずる状態にある障がい児                    |   |
| ③ | 保育所等訪問支援        | 保育所や幼稚園、認定こども園、学校、放課後児童クラブなど集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行います。                     | 保育所や幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等に通っている障がいのある児童        |   |

|   | サービス           | 内容  | 対象   | 窓口   |
|---|----------------|---|--|--|
| ④ | 放課後等<br>デイサービス | 学校に就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。 | 学校教育法に規定する学校（小・中・高校・特別支援学校）に就学している障がいのある児童 | 今治市役所<br>障がい福祉課<br>〒794-8511<br>今治市別宮町<br>1丁目4番地1<br>本庁本館1階<br>電話：<br>0898-36-1527<br>E-mail：<br>syougai Fukus<br>@imabari-city.jp |

\* 愛媛県内の障害児通所支援施設については、P148参照



## ○障害児入所支援

……障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とした施設です。

●障害児入所支援には、「福祉型」と、治療も行う「医療型」があります。

|   | サービス           | 内容   | 対象  | 窓口  |
|---|----------------|--|---|---|
| ① | 福祉型<br>障害児入所施設 | 障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とした施設です。<br>・食事、排せつ、入浴等の介護<br>・日常生活上の相談支援、助言<br>・身体能力の訓練や日常生活能力の維持・向上のための訓練<br>・レクリエーション活動等の社会参加活動支援<br>・コミュニケーション支援 | 18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した<br><br>①身体障がい児、知的障がい児または精神障がい児（発達障がい児を含む）、知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児<br>②相談所（児童相談所、医師等）により療育の必要性が認められた児童 | 愛媛県福祉総合<br>支援センター<br>子ども・女性支援課<br>児童支援グループ<br>電話：<br>089-922-5040 |



|   | サービス           | 内容  | 対象   | 窓口  |
|---|----------------|---|--|---|
| ② | 医療型<br>障害児入所施設 | 障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導等を行うとともに、治療を行うサービスです。<br>・ 疾病の治療<br>・ 看護<br>・ 医学的管理の下における食事、排せつ、入浴等の介護<br>・ 日常生活上の相談支援や助言<br>・ 身体能力の訓練に加えて、日常生活能力の維持・向上のための訓練<br>・ レクリエーション活動等の社会参加活動支援<br>・ コミュニケーション支援 | 18歳未満の児童で児童相談所が施設において保護することが適当と判断した<br>①身体障がい児、知的障がい児または精神障がい児（発達障がい児を含む）、知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児、重症心身障がい児<br>②相談所（児童相談所、医師等）により療育の必要性が認められた児童 | 愛媛県福祉総合支援センター<br>子ども・女性支援課<br>児童支援グループ<br>電話：<br>089-922-5040 |

\* 愛媛県内の障害児入所支援施設については、P148参照

### ● 居宅サービス等、その他の障害福祉サービス

\* 18歳未満も利用可能なサービス

|        | サービス             | 内容   | 対象                                 | 窓口   |
|--------|------------------|--|------------------------------------|--|
| 自立支援給付 | 居宅介護<br>(ホームヘルプ) | 居宅において、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事及び生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる支援を行います。 | 障害支援区分1以上の方<br>※障がい児も利用できる場合があります。 | 今治市役所<br>障がい福祉課<br>〒794-8511<br>今治市別宮町1丁目<br>4番地1<br>本庁本館1階<br>電話：0898-36-1527<br>E-mail：<br>syougai Fukus@<br>imabari-city.jp |

|        | サービス              | 内容  | 対象   | 窓口  |
|--------|-------------------|---|--|---|
| 自立支援給付 | 重度障害者等<br>包括支援    | 介護の必要性がとて<br>も高い人に、居宅介<br>護等複数のサービス<br>を包括的に行います。                                     | 障害支援区分6であっ<br>て、次のいずれかに該<br>当する方<br>①四肢全てに麻痺等が<br>あり、寝たきり状態の<br>筋ジストロフィー患者<br>等<br>②障害支援区分の認定<br>調査項目のうち行動関<br>連項目の点数が、合計<br>10点以上である方<br>※障がい児も、区分6<br>に相当する心身の状態<br>の方は利用できる場合<br>があります。 | 今治市役所<br>障がい福祉課<br><br>〒794-8511<br>今治市別宮町1丁目<br>4番地1<br>本庁本館1階<br><br>電話:0898-36-1527<br>E-mail :<br>syougai Fukus@<br>imabari-city.jp |
|        | 短期入所<br>(ショートステイ) | 自宅で介護する人が<br>病気などの場合に、<br>短期間、夜間も含め<br>施設等で、入浴・排<br>せつ・食事の介護等<br>を行います。               | 障害支援区分1以上<br>の方（医療型短期入<br>所は別の要件あり）<br>※障がい児も利用で<br>きる場合があります。   |   |
|        | 行動援護              | 知的障がい又は精神<br>障がいにより自己判<br>断能力が制限されて<br>いる人が行動する<br>ときに、危険を回避<br>するために必要な支<br>援等を行います。 | 障害支援区分3以上で<br>、行動関連項目等で<br>条件あり<br>※障がい児も利用で<br>きる場合があります。   |   |
|        | 同行援護              | 視覚障がいにより、<br>移動に著しい困難を<br>有する人に対し、移<br>動に必要な情報の提<br>供、移動の援護等の<br>外出支援を行います。           | 障害支援区分以外の<br>条件あり<br>※障がい児も利用で<br>きる場合があります。   |   |



|          | サービス       | 内容  | 対象  | 窓口  |
|----------|------------|---|---|---|
| 地域生活支援事業 | 移動支援事業     | 移動に困難を有する身体障がい者（児）・知的障がい者（児）・発達障がい者（児）を含む精神障がい者（児）等に、円滑に外出できるよう、移動の支援を行います。 | ①身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、肢体障害程度が1級で、両上肢及び両下肢の機能障がいを有する方、または車いすを常用し、歩行が困難な方<br>②療育手帳を所持している方<br>③精神障害者保健福祉手帳を所持している方等<br>④障害者総合支援法の対象となる難病患者<br>※在宅の方に限ります。 | 今治市役所<br>障がい福祉課<br><br>〒794-8511<br>今治市別宮町1丁目4番地1<br>本庁本館1階<br><br>電話：<br>0898-36-1527<br>E-mail：<br>syougaifukus@imabari-city.jp |
|          | 日中一時支援事業   | 障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。         | ①身体障害者手帳を所持している方<br>②療育手帳を所持している方<br>③精神障害者保健福祉手帳を所持している方<br>④障害者総合支援法の対象となる難病患者<br>※在宅の方に限ります。   |   |
|          | 訪問入浴       | 居宅において入浴が困難な障がい者（児）に対して、訪問入浴を行います。  | 居宅において入浴が困難な重度の身体障がい者（児）  |   |
|          | 意思疎通支援     | 障がい者に対する意思疎通の円滑化を図るために、意思疎通支援者を派遣します。                                       | 意思疎通を図ることに支障のある障がい者（児）  |   |
|          | 地域活動支援センター | 作業やレクリエーションなどを通して、社会参加（地域との交流）、自立の促進を図ることを目的としたところです。                       | 在宅の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及びその家族または支援者   |   |

|            | サービス                      | 内容   | 対象  | 窓口   |  |
|------------|---------------------------|--|---|--|--|
| 生活福祉資金貸付事業 | 生活支援費<br>住宅入居費<br>一時生活再建費 | 生活再建までに必要な費用住宅の賃貸契約を結ぶための費用など  | 離職世帯、<br>低所得世帯                                | 社会福祉法人<br>今治市社会福祉協議会<br><br>〒794-0043<br>今治市南宝来町<br>1丁目9-8<br><br>電話：0898-22-6063<br>FAX：0898-34-6915          |  |
|            | 福祉費                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生業を営むために必要な経費</li> <li>・ 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>・ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費</li> <li>・ 福祉用具等の購入に必要な経費</li> <li>・ 障がい者用の自動車の購入に必要な経費</li> <li>・ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>・ 介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>・ 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費</li> <li>・ 冠婚葬祭に必要な経費</li> <li>・ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費</li> <li>・ 就職、技能習得等の支度に必要な経費</li> <li>・ その他日常生活上一時的に必要な経費</li> </ul> | 低所得世帯、<br>障がい者世帯、<br>65歳以上の<br>高齢者の属する<br>世帯等 | 愛媛県社会福祉協議会<br>地域福祉部<br>生活支援課<br><br>〒790-8553<br>松山市持田町三丁目<br>8番15号<br><br>電話：089-921-8384<br>FAX：089-921-5289 |  |
|            | 緊急小口資金                    | 緊急かつ一時的に生計の維持が困窮となった場合に貸し付ける少額の費用(上限10万円)  |   |  |  |
|            | 教育支援費                     | 高等学校、大学又は高等専門学校に就学するための経費  |   |  |  |
|            | 就学支度費                     | 高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費  |   |  |  |



愛媛県内の各施設は、愛媛県のホームページ「障がいのある方のための施設案内」のページの「指定障害児支援事業所・施設」に掲載されていますのでご覧ください。  
[https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/syougai/ken\\_shi/index.html](https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/syougai/ken_shi/index.html)



## ⑥ 入園について


### ○保育所等の利用について

……子ども・子育て新制度(平成27年度開始)に移行した幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する場合は、支給認定を受ける必要があります。支給認定区分には、利用を希望する施設や子どもの年齢によって、3つの区分があります。

| 教育・保育給付認定 | 1号認定   | 2号認定                                   | 3号認定                                    |
|-----------|--|--|---|
| 対象となる子ども  | 満3歳～就学前<br>(2号認定を除く)                         | 満3歳～就学前<br>(保護者の労働や疾病等により保育を必要とする子ども)  | 0歳～満3歳<br>(保護者の労働や疾病等により保育を必要とする子ども)    |
| 認定期間      | 小学校就学前まで                                     | 小学校就学前まで<br>(保育を必要とする事由により異なります)       | 満3歳の前日まで<br>(保育を必要とする事由により異なります)        |
| 利用できる施設等  | ・幼稚園<br>・認定こども園<br>(幼稚園部分)                   | ・保育所<br>・認定こども園<br>(保育所部分)             | ・保育所<br>・認定こども園<br>(保育所部分)<br>・地域型保育事業等 |
| 必要書類      | ・教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書<br>・(該当者のみ)<br>その他提出資料 | ・教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書<br>・保育を必要とする証明 等 | ・教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書<br>・保育を必要とする証明 等  |

## ●一時預かり（一般型）について

……一時預かりとは、保護者の就労や傷病、出産、看護、冠婚葬祭などで一時的に家庭での保育が困難な時に、保育施設でお子さんをお預かりするサービスです。

|      |  |
|------|--|
| 対象者  | <p>主として保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所に通園していないまたは在籍していない満1歳から就学前の児童</p> <p>※○の施設は、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所に通園または在籍していても利用可能です。令和6年度からは、☆の施設が追加予定です。</p>   |
| 利用申込 | <p>・申し込みは、一時預かり事業実施施設に直接申し込んでください。</p> <p>・申し込み時に親子関係の分かるもの（健康保険証または母子健康手帳など）をご持参ください。</p> <p>・母子手帳アプリ『母子モ』での一時預かりのオンライン予約を開始しました。<br/> <a href="https://www.city.imabari.ehime.jp/hoiku/icijazukari/siryo.pdf?1">https://www.city.imabari.ehime.jp/hoiku/icijazukari/siryo.pdf?1</a></p> <p>【オンライン予約可能施設】城東保育所、乃万保育所、伯方認定こども園</p>  |

## ○公立の一時預かり事業実施一覧

| 保育所名       | 対象年齢            | 時間                     | 利用料  | 電話           |
|------------|-----------------|------------------------|--|--------------|
| 城東保育所      | 満1歳から<br>就学前の児童 | 8時30分～17時<br>(月曜日～土曜日) | 1日1,500円<br>※半日利用の場合も1,500円<br>です。<br>※なお、生活保護<br>世帯及び市民税<br>非課税世帯につ<br>いては減免制度<br>がありますので、<br>別途お問い合わせ<br>ください。 | 0898-22-3451 |
| 乃万保育所      |                 |                        |  | 0898-22-6289 |
| 伯方認定こども園 ○ |                 |                        |  | 0897-72-0227 |
| 上浦認定こども園 ☆ |                 |                        |  | 0897-87-2385 |
| 吉海認定こども園 ☆ |                 |                        |  | 0897-84-2108 |
| 菊間保育所      |                 |                        |  | 0898-54-2209 |

※祝日等はお預かりできません。詳細については、各保育所等にお問い合わせください。

## ○私立の一時預かり事業実施一覧

| 保育所名                      | 対象年齢                              | 時間   | 利用料  | 電話           |
|---------------------------|-----------------------------------|--|--|--------------|
| 若葉保育園☆                    | 満1歳から<br>就学前の児童                   | 8時30分～17時15分<br>(月曜日～金曜日)<br>8時30分～12時30分<br>(土曜日) | 1日(8時間)2,000円<br>半日(4時間)1,000円<br>150円/30分の延長料<br>金の設定があります。 | 0898-47-2080 |
| 志々満保育園                    |                                   | 8時30分～17時<br>(月曜日～金曜日)<br>8時30分～13時<br>(土曜日)       | 1日(8時間)2,000円<br>半日(4時間)1,000円                               | 0898-48-0254 |
| 白鳩保育園○                    |                                   | 8時30分～16時30分<br>(月曜日～土曜日)                          | 1日(8時間)2,000円<br>半日(4時間)1,000円<br>150円/30分の延長料<br>金の設定があります。 | 0898-32-7364 |
| 今治虎岳保育園                   |                                   | 8時30分～17時30分<br>(月曜日～土曜日)                          | 1日(8時間)2,000円<br>半日(4時間)1,000円<br>150円/30分の延長料<br>金の設定があります。 | 0898-32-9800 |
| 今治中央<br>ぱりっこ<br>保育園○      | 利用時点で生<br>後6か月から<br>2歳児まで         | 8時30分～17時15分<br>(月曜日～土曜日)                          | 1日(8時間)2,000円<br>半日(4時間)1,000円<br>150円/30分の延長料<br>金の設定があります。 | 0898-52-7675 |
| しまなみの杜<br>認定こども園☆         | 満1歳から<br>就学前の児童                   | 8時30分～16時30分<br>(月曜日～土曜日)                          | 1日(8時間)2,000円<br>半日(4時間)1,000円                               | 0898-35-2471 |
| 空と海認定<br>こども園☆            |                                   | 8時30分～16時30分<br>(月曜日～土曜日)                          | 1日(8時間)2,000円<br>半日(4時間)1,000円                               | 0898-53-4331 |
| 幼保連携型<br>認定こども園<br>今治幼稚園  |                                   | 8時～16時<br>(月曜日～金曜日)                                | 1日(8時間)2,000円<br>半日(4時間)1,000円                               | 0898-22-2011 |
| はしまこがく<br>認定こども園          |                                   | 8時30分～16時<br>(月曜日～金曜日)                             | 200円/1時間<br>ただし8時30分～9時、<br>15時30分～16時は<br>150円/30分          | 0898-41-9503 |
| ひまわり幼稚園☆                  | 利用時点で<br>2歳から就学<br>前の児童まで         | 9時～16時<br>(月曜日～金曜日)                                | 3時間まで500円<br>5時間まで1,000円<br>5時間以上2,000円<br>※昼食代金は別途必要です。     | 0898-48-1105 |
| 幼保連携型<br>認定こども園<br>晴心幼稚園☆ | 令和6年度から実施予定。<br>詳細は施設にお問い合わせください。 |  |  | 0898-22-4393 |

※祝日等はお預かりできません。詳細については、各保育所等にお問い合わせください。

## ○病児・病後児保育について

……保護者の勤務等の都合により入院を必要としない程度の病気の児童を家庭で保育、看護できない場合に、専門施設で一時的に保育を行う事業です。

利用対象児童は、市内に居住する生後6か月から小学6年生までの児童です。

|       |  |
|-------|--|
| 実施機関  | キッズケア・青い鳥  |
| 住 所   | 今治市東村5丁目9-37 あおい小児科2階  |
| 電 話   | 0898-52-7077   |
| 実 施 日 | 8時～18時（月曜日～金曜日）休み：土日・祝日・年末年始   |
| 対象児童  | 生後6か月から小学6年生までの児童  |
| 利用条件  | 利用時にはかかりつけ医の医師連絡票が必要です。病児保育室宛の連絡票でご利用の適否にかかります。かかりつけ医で診察を受けて病名、安静度、処方内容などを記入してもらってください。  |
| 利 用 料 | 児童1人あたり2,000円/日 ただし生活保護世帯・住民税非課税世帯は無料<br>直接実施施設にお支払いください。  |
| 利用申込  | ご利用にあたっては、あらかじめ今治市役所保育幼稚園課に利用登録の申請が必要です。（登録料は無料）<br>初回入室時の手続きを速やかにできるよう、事前登録をおすすめします。<br>①パソコンやスマートフォンによる申請<br>病児保育室キッズケア・青い鳥への予約は、病児保育ネット予約サービス「あずかるこちゃん」から行ってください。<br>②受付窓口での申請<br>（受付窓口）キッズケア・青い鳥（あおい小児科2階）・在園している保育所・認定こども園・地域型保育事業所・中央保健センター・ぱりっこ広場・今治市役所保育幼稚園課<br><br>予約申込やキャンセルは、受付時間内であればいつでも行うことができます。<br>予約受付時間 利用日の前日9時～当日15時 |

### ■お問い合わせ先

今治市役所 保育幼稚園課  
〒794-8511 今治市別宮町1丁目4番地1 本庁第1別館4階  
電話：0898-36-1524 mail: hoiku@imabari-city.jp





## ⑦ 就学について

### ●就学时健康診断

……満6歳になる児童の保護者に対して、入学前年の10月上旬に「入学通知書」を郵送しますので、指定された日までに「入学調書」を小学校へ提出してください。

また、入学を指定された小学校から健康診断の日時・場所を通知しますので、受診してください。

#### ■問い合わせ先

今治市役所 学校教育課

〒794-0027 今治市南大門町2丁目5-1 本庁第3別館2階

電話：0898-36-1601 E-mail：gakukyou@imabari-city.jp



### ●障がいのある児童・生徒の就学について

……7月には、小学校入学前の園児さんを対象に、就学に関する教育相談を実施しています。それぞれの就学については、所属する保育所、幼稚園、こども園、障害児通所支援事業所、または学校教育課までご相談ください。

[https://www.city.imabari.ehime.jp/gakukyou/syogai\\_syugaku/](https://www.city.imabari.ehime.jp/gakukyou/syogai_syugaku/)



### ●こども家庭支援室（ネウボラ政策課）

……妊産婦の悩みや不安、子育てに関すること、子どもの成長、発達相談、家庭生活、夫婦問題、DV、母子父子家庭の自立の悩みなど、相談員が寄り添い、一緒に考えます。

<https://www.city.imabari.ehime.jp/neuvola/>



| 相談内容   | 時間                                       | お問い合わせ  |
|--|--|---|
| ①家庭児童相談<br>(家庭児童相談員、子ども家庭相談員、ヤングケアラーコーディネーター)<br>・子育て、発達について<br>・学校生活、家庭生活について<br>・虐待、不登校<br>・ヤングケアラー<br>・家族関係の悩み など | < 電話・来所相談 ><br>月曜日から金曜日<br>8時30分から17時15分 | 今治市役所<br>ネウボラ政策課・<br>こども家庭支援室<br>〒794-8511<br>今治市別宮町1丁目<br>4番地1 本庁第1別館5階<br>電話：0898-36-1553<br>E-mail：<br>neuvola@imabari-city.jp |
| ②婦人相談（婦人相談員）<br>・夫や恋人からの暴言・暴力（DV）<br>・離婚、男女関係<br>・夫婦間・家族間の問題など   |  |   |

| 相談内容  | 時間                                     | お問い合わせ  |
|---|--|---|
| ③母子父子相談（母子父子自立支援員）<br>・母子父子寡婦福祉資金<br>・就労、自立支援など             | ＜電話・来所相談＞<br>月曜日から金曜日<br>8時30分から17時15分 | 今治市役所<br>ネウボラ政策課・<br>こども家庭支援室<br>〒794-8511<br>今治市別宮町1丁目<br>4番地1 本庁第1別館5階<br>電話：0898-36-1553<br>E-mail：<br>neuvola@imabari-city.jp |
| ④子育て世代包括支援（保健師・助産師）<br>・妊産婦の妊娠、出産、育児の悩みや不安<br>・子どもの成長についてなど |  |   |
| ⑤発達支援<br>・心身の発達に関する悩みや不安                                    |  | 今治市発達支援センター<br>〒794-0033<br>今治市東門町5丁目<br>840番4<br>(旧今治コンピュータ<br>カレッジ内)<br>電話：0898-22-2752<br>FAX：0898-22-2753                     |

## ●就学先

| 就学分類             | 概要  | 対象   |
|------------------|---|--|
| 通常学級             | 通常の学級です。  |  |
| 通常学級<br>＋通級による指導 | 小・中学校において、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、一部、障がいに応じた指導を通級指導教室で受けます。障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服するための個別指導を行います。  | 言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)など |
| 特別支援学級           | 障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級です。小・中学校の学習指導要領に沿った教育を行いますが、障がいの状態等に応じて、特別支援学校学習指導要領を参考に、実情に合った教育課程が編成できるようになっています。             | 知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい、言語障がい          |
| 特別支援学校           | 障がいのある幼児児童生徒を対象として、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。子どもの実態に応じた弾力的な教育課程が編成できるようになっていて、一人一人に応じた教育内容・方法を工夫し、きめ細かな指導・支援を行います。 | 視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱者(身体虚弱者を含む)              |

## ●特別支援学級または通級指導教室を設置している今治市内小学校

<https://www.city.imabari.ehime.jp/gakukyou/s-ichiran.html>



| 学校名    | 住所               | 電話番号         | 特別支援学級<br>設置状況※1 | 通級指導教室<br>設置状況※2 |
|--------|------------------|--------------|------------------|------------------|
| 吹揚小学校  | 今治市黄金町三丁目3番地     | 0898-22-0689 | ○                | ○                |
| 別宮小学校  | 今治市別宮町五丁目1番地7    | 0898-32-0688 | ○                | —                |
| 常盤小学校  | 今治市中日吉町二丁目6番55号  | 0898-22-0477 | ○                | —                |
| 近見小学校  | 今治市近見町一丁目5番1号    | 0898-22-0258 | ○                | —                |
| 立花小学校  | 今治市立花町四丁目3番45号   | 0898-22-0185 | ○                | ○                |
| 鳥生小学校  | 今治市南高下町三丁目3番71号  | 0898-33-1221 | ○                | —                |
| 桜井小学校  | 今治市郷桜井一丁目8番26号   | 0898-48-0217 | ○                | —                |
| 国分小学校  | 今治市古国分二丁目7番1号    | 0898-47-2050 | ○                | —                |
| 富田小学校  | 今治市上徳甲394番地4     | 0898-48-6169 | ○                | —                |
| 清水小学校  | 今治市五十嵐甲13番地3     | 0898-22-2556 | ○                | —                |
| 日高小学校  | 今治市別名446番地2      | 0898-22-2548 | ○                | —                |
| 乃万小学校  | 今治市延喜甲349番地      | 0898-32-2569 | ○                | —                |
| 波止浜小学校 | 今治市地堀一丁目3番40号    | 0898-41-9049 | ○                | —                |
| 朝倉小学校  | 今治市朝倉北甲281番地     | 0898-56-2004 | ○                | —                |
| 鴨部小学校  | 今治市玉川町中村甲574番地1  | 0898-55-2115 | ○                | —                |
| 九和小学校  | 今治市玉川町摺木甲71番地1   | 0898-55-2117 | ○                | —                |
| 波方小学校  | 今治市波方町養老甲803番地の1 | 0898-41-9122 | ○                | —                |
| 大西小学校  | 今治市大西町大井浜103番地   | 0898-53-2037 | ○                | —                |
| 亀岡小学校  | 今治市菊岡町種52番地      | 0898-54-2163 | ○                | —                |

| 学校名    | 住所               | 電話番号         | 特別支援学級<br>設置状況※1 | 通級指導教室<br>設置状況※2 |
|--------|------------------|--------------|------------------|------------------|
| 菊間小学校  | 今治市菊間町長坂2000番地1  | 0898-54-2025 | ○                | —                |
| 吉海小学校  | 今治市吉海町八幡157番地    | 0897-84-2609 | ○                | —                |
| 宮窪小学校  | 今治市宮窪町宮窪4765番地   | 0897-86-2117 | ○                | —                |
| 伯方小学校  | 今治市伯方町木浦甲3599番地2 | 0897-72-0030 | ○                | —                |
| 上浦小学校  | 今治市上浦町井口4497番地1  | 0897-87-2011 | ○                | —                |
| 大三島小学校 | 今治市大三島町宮浦5145番地  | 0897-82-0027 | ○                | —                |
| 岡村小学校  | 今治市関前岡村甲415番地    | 0897-88-2531 | —                | —                |

※1 特別支援学級には、知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴、弱視、肢体不自由、病弱・身体虚弱（院内学級）があります。

※2 通級指導教室には、言語障がい、学習障がい等があります。

## ●放課後児童クラブ

……放課後児童クラブは、昼間、就労等で保護者が自宅にいないご家庭の小学生児童を対象に、遊びを主とした健全育成の場を提供する子育て支援策です。

<https://www.city.imabari.ehime.jp/kodomo/hokago/>



|        |   |
|--------|---|
| 開設日時   | 学校授業日：放課後～18時まで<br>学校休業日：8時～18時まで（土曜日、夏休みなどの学校休業日など）<br>※開設時間はクラブによって異なる場合があります。                  |
| 対象児童   | 小学校1年生から6年生までの児童で、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童  |
| 問い合わせ先 | 今治市役所 こども未来課<br>〒794-8511 今治市別宮町1丁目4番地1 本庁第1別館4階<br>電話：0898-36-1529 E-mail：kodomo@imabari-city.jp |



## ●特別支援学級または通級指導教室を設置している今治市内中学校

<https://www.city.imabari.ehime.jp/gakukyou/s-ichiran.html>



| 学校名    | 住所                | 電話番号         | 特別支援学級<br>設置状況※1 | 通級指導教室<br>設置状況※2 |
|--------|-------------------|--------------|------------------|------------------|
| 日吉中学校  | 今治市中日吉町一丁目3番70号   | 0898-22-0731 | ○                | —                |
| 近見中学校  | 今治市近見町四丁目2番57号    | 0898-22-1094 | ○                | —                |
| 立花中学校  | 今治市立花町二丁目8番7号     | 0898-32-1095 | ○                | ○                |
| 桜井中学校  | 今治市郷桜井一丁目8番8号     | 0898-48-0150 | ○                | —                |
| 南中学校   | 今治市松木349番地1       | 0898-48-2546 | ○                | —                |
| 西中学校   | 今治市山路554番地3       | 0898-22-0411 | ○                | —                |
| 北郷中学校  | 今治市中堀四丁目1番1号      | 0898-41-9051 | ○                | —                |
| 朝倉中学校  | 今治市朝倉北甲273番地      | 0898-56-2016 | ○                | —                |
| 玉川中学校  | 今治市玉川町高野甲21番地     | 0898-55-2019 | ○                | —                |
| 大西中学校  | 今治市大西町九王甲2280番地の1 | 0898-53-2038 | ○                | —                |
| 菊間中学校  | 今治市菊間町浜2628番地1    | 0898-54-2069 | ○                | —                |
| 大島中学校  | 今治市吉海町幸新田250番地    | 0897-84-2706 | ○                | —                |
| 伯方中学校  | 今治市伯方町木浦甲4134番地1  | 0897-72-1055 | ○                | —                |
| 大三島中学校 | 今治市上浦町井口5610番地    | 0897-87-3400 | ○                | —                |
| 関前中学校  | 今治市関前岡村甲415番地     | 0897-88-2104 | —                | —                |

※1 特別支援学級には、知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴、弱視、肢体不自由、病弱・身体虚弱（院内学級）があります。

※2 通級指導教室には、言語障がい、学習障がい等があります。

\*愛媛県内の特別支援学校については、P147参照

## ⑧ 災害対策について

### ●災害情報・避難情報・避難所開設情報・WEB版防災マップ

<https://city-imabari.my.salesforce-sites.com/>



### ●避難行動要支援者避難支援制度

<https://www.city.imabari.ehime.jp/fukusis/hinansien/>

